

# 平成 29 年度九戸村青少年海外派遣事業

## 《 募 集 要 項 》

九戸村では、人材育成の一環として、海外への青少年の派遣事業を行っています。これは、海外における研修プログラムや訪問先の人々との交流を通じて、実体験に基づいた国際理解と国境を越えた友情を育むことを目的として実施するものです。そして、将来世界的視野に立って行動、活躍できる人材の育成を目指しています。

そこで、平成 29 年度の青少年海外派遣事業に参加する中学生・高校生を募集します。参加を希望する生徒は、学校を通じて応募してください。

- 1 主 催 九戸村 九戸村教育委員会
- 2 派遣期間 平成 29 年 10 月 23 日(月)から平成 29 年 11 月 2 日(木)まで (11 日間)
- 3 派遣国 アイルランド
- 4 滞 在 地 アイルランド ダブリン州 ラッシュ及びイギリス ロンドン
- 5 受 入 校 セントジョセフス セカンダリースクール (St Joseph' s Secondary school)
- 6 研修内容
  - (1) 事前研修 英会話、アイルランドの歴史・地理、日愛関係史、郷土理解、個別課題研究等
  - (2) 海外研修 受入校授業参加、文化交流、体験学習、ホームステイ等
  - (3) 事後研修 個別課題研究、報告書作成等
- 7 派遣人員 中学生 4 名及び高校生 4 名を原則とする。
- 8 応募資格
  - (1) 中学生は、平成 29 年度において村立九戸中学校 2 学年に在学している生徒とする。
  - (2) 高校生は、平成 29 年度において県立伊保内高等学校 2 学年に在学している生徒とする。
  - (3) 保護者の同意が得られること。
  - (4) 学校長の推薦が得られること。
  - (5) 事前研修及び事後研修に参加できること。
- 9 応募方法

以下の書類等を所属の学校を通じて、九戸村教育委員会事務局に提出のこと。

  - 九戸村青少年海外派遣事業参加申込書 (顔写真添付、誓約書と同意書に署名押印)
  - 志望動機を表した作文 (400 字詰め原稿用紙 2 枚)

※ 学校への提出期限 : 平成 29 年 7 月 25 日 (火)
- 10 選考方法
  - (1) 第 1 次審査 書類及び作文審査
  - (2) 第 2 次審査 個人面接
  - (3) 第 3 次審査 九戸村人材育成事業審議会審査
- 11 参加費用

裏面見積書のとおり、補助対象経費の 10 分の 7 の額が九戸村から補助金として交付されます。  
(同事業補助金の交付を受けようとする者は、九戸村民であることを要しません。)
- 12 その他

旅程の詳細、人材育成事業補助金交付手続き、パスポート取得手続き及びその他必要書類の作成等については、選考後に派遣内定者及び保護者に対し、村教育委員会事務局が説明会を開きます。

# 平成 29 年度九戸村青少年海外派遣事業費用見積書

## 1 留意事項

- (1) 見積金額は募集要項作成時点のものです。参加人数が予定より少ない場合や各種の料金改定、あるいは外国為替レートの変動等によって見積金額が変動する場合があります。あらかじめ御了承の上で御応募ください。
- (2) 九戸村人材育成事業補助金交付要綱の規定により、補助対象経費の 10 分の 7 の額が九戸村から補助金として交付されるため、負担する経費は補助対象経費の 10 分の 3、補助対象外経費及びその他個人的費用となります。
- (3) 応募者が派遣生として決定された後に個人的な理由等で参加を辞退した場合は、辞退者から所定の旅行キャンセル料を負担していただくことがあります。

## 2 村補助対象経費 320,000 円 (業者の見積により若干の変動あり)

- 《内訳》
- (1) 二戸駅ー成田空港間国内旅費 (学割適用)
  - (2) 国内前泊ホテル代 (夕朝食含む。)
  - (3) 空港使用料、英国空港税
  - (4) テロ対策航空保険料
  - (5) 海外傷害保険料 (被保険者: 九戸村、補償内容: 障害死亡 2,000 万円、障害治療 200 万円)
  - (6) 航空運賃 (成田ーアイルランド・ダブリンー成田)  
※往復のエコノミークラス航空運賃です。
  - (7) ロンドン 2 泊ホテル代 (朝昼夕食含む。)
  - (8) ロンドン空港ーホテル間のバス代
  - (9) ロンドン市内見学 (地下鉄・徒歩) の入場料・交通費

## 3 補助対象外経費 20,000 円程度

- 《内訳》
- (1) パスポート取得手数料 11,000 円 (収入印紙、県証紙)
  - (2) 健康診断書取得費用 6,000 円程度
  - (3) その他 3,000 円程度 (戸籍謄本代、写真撮影代、はがき代等)

## 4 個人負担額 約 116,000 円

- 《内訳》
- |                                          |            |
|------------------------------------------|------------|
| (1) 村補助対象経費 (上記 2 : 320,000 円) の 10 分の 3 | 96,000 円   |
| (2) 補助対象外経費 (上記 3)                       | 約 20,000 円 |

## 5 その他の個人費用

上記 3 の個人負担額のほか個人的費用として、任意の海外傷害保険、ホームステイ先のホストファミリーへのお土産、そして小遣い銭等が考えられます。

滞在地で個人の小遣いを充てる費用としては、ランドリー代、電話代、昼食代、間食代、自由行動時の交通費、日本へのお土産代などが挙げられますが、現地に持っていく外貨としては、日本円に換算して 1 人 40,000 円以内を目安としてください。